

## 別添 1

### 鋼製脚立の認定基準の一部改正

|   |   |   |   |       |
|---|---|---|---|-------|
| 1 | 適 | 用 | } | 現行のまま |
| 2 | 材 | 料 |   |       |
| 3 | 構 | 造 |   |       |
| 4 | 工 | 作 |   |       |
| 5 | 強 | 度 |   |       |
| 6 | 表 | 示 |   |       |

### 鋼製脚立の使用基準

#### 1 適用

この基準は(一社)仮設工業会が認定する高さ 2m未満の鋼製脚立について適用する。

#### 2 設置場所

- (1) 作業箇所に可能な限り近接したところに設置すること。
- (2) 次のような場所には設置しないこと。
  - a 傾斜している場所
  - b 段差や凹凸（伸縮型の脚立の場合、伸縮の調節範囲を超える段差や凹凸）などにより脚立が安定しない場所
  - c 不意の移動、沈下等のおそれのある場所
  - d 人や物の出入り口やドアの前等、専ら通路として使用される場所
  - e 足元や周囲がはっきり見えない暗がりの場所
  - f 天板が水平にならない場所
- (3) 脚立は、台や箱の上に設置しないこと。

#### 3 使用方法

- (1) 使用前に全体及び次の各部を点検し、異常のないことを確認すること。なお、異常を認めたときは、使用しないこと。また、直ちに修理等の必要な措置を行うこと。
  - a 全体の変形の有無
  - b 各固定機構部の作動の異常の有無
  - c 天板の異常の有無
  - d 開き止め金具の機能の異常の有無
  - e 回転金具の機能の異常の有無
  - f 踏棧の異常の有無
- (2) 昇降は開き止めのロック機能及び伸縮部分の固定機能が正しく作動しているかを確認した後に行うこと。
- (3) 物を持った状態で昇降しないこと。
- (4) 昇降は昇降面に対し前向きで行うこと。
- (5) 荷の受け渡しは昇降面より、無理のない安定した姿勢で行うこと。

- (6) 天板に乗らないこと。
- (7) 夜間または暗い箇所等では、必要な照度を保持すること。
- (8) 持ち運ぶときは、引きずったり、投げたりする等乱暴に扱わないこと。
- (9) 同時に2名以上の者が乗らないこと。
- (10) 脚立での作業中は次により行うこと。
  - ア 身を乗り出さない。
  - イ 壁や物を無理に押したり引いたりしない。
  - ウ 片足立ちやつま先立ちをしない。
  - エ 跨って天板に座らない。

#### 4 保管管理等

- (1) 機材センター等において保管する場合は、次によること。
  - a 「経年仮設機材の管理に関する技術基準」に基づいた点検，整備を行い，各部に異常のないことを確かめ，異常のある場合は，修理等を行う。
  - b 変形等の損傷が生じない方法により保管する。